

# 宮崎学園短期大学学費納入に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学学則（以下「学則」という）第37条に基づき、学費納入に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で学費とは、授業料・教育充実費・その他の諸費のことをいい、その金額（年額）は別表1の通りとする。

(学費の納入)

第3条 学費は前期・後期の2期に分けて納入するものとし、それぞれの期における額は年額の2分の1とする。

2 納入期限日は、前期は4月20日、後期は10月20日までとする。

但し、納入期限日が金融機関営業休日の場合は、翌金融機関営業日とする。

3 特別の事情があり、納入期限までに納入できない場合は、学費延納願（別紙様式1）を提出して許可を得なければならない。

4 特別の事情があり、学費分納を希望する場合は、学費分納願（別紙様式2）を提出して許可を得なければならない。

5 入学時における納入期限等は、別に定める。

(納入方法)

第4条 学費の納入要領については、次のとおりとする。

(1) 学費振込用紙前期分は、3月下旬、後期分は9月上旬までに配布する。

(2) 振込用紙に所定事項を記入し、振込期限までに最寄りの銀行で振込手続きをする。

(3) 銀行で発行する振込受領書（A）は本学発行の受領書に代わる。

第5条 学則第37条の定めるところにより、すでに納入した当該期分学費は、どのような理由があっても返還しない。

第6条 学費は、経済の変動その他の事情によりその額に変動があった場合には、学則第36条により新たに定められた金額によって納入しなければならない。

(中途入学・休学・退学・復学及び停学時の学費)

第7条 学期の中途において、入学、休学、退学、又は復学した場合はその学期分の学費を納めなければならない。

2 退学した者が復学を許可されたときはその学期の学費を納めなければならない。

3 休学した期間中の学費納入については、その許可期間内において1学期につき在籍料として30,000円を納入しなければならない。

4 停学期間中も学費は納入しなければならない。

(留年生の学費)

第8条 在学年数が2年を超え、且つ、卒業判定時に学則に定める卒業に必要な単位の不足により卒業できない学生が就学を希望する場合は、その学期分の学費は次のとおりとする。

履修科目単位数が

8 単位以下の場合	当該学期の学費の 50%
9 単位から 15 単位の場合	当該学期の学費の 70%
16 単位以上	当該学期の学費の 100%

2. 納入方法等については、第3条・第4条に準ずる。

(学費の猶予)

第9条 学長は次に掲げる各号の一に該当する者については、学費の納入期限を延長することができる。

- (1) 天災地変その他の不慮の災害により納入延期の必要があると認められる者
- (2) その他家庭の事情により、特に納入延期の必要があると認められる者

2 第3条3項により学費延納の許可を受けようとする場合は、理由等を付して学級主任及び学生支援部を経て学長に延納願を提出して許可を受けなければならない。

3 前項の納入延期期間は、納入期限の翌日から2ヶ月以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認められた者については更に1ヶ月以内に限り延期することができる。納入延期期間が過ぎてもなお、完納しない者については、原則として除籍する。

(学費の分納)

第10条 学長は次に掲げる各号の一に該当する者については、学費の分納を認めることができる。

- (1) 市町村民税の均等割のみを課されている者で、納入期限までに納入することが困難な場合
- (2) 不慮の災害又は疾病等により納入期限までに納入することが困難な場合
- (3) その他やむを得ない特別な事情があり、納入期限までに納入することが困難な場合

2 第3条4項により学費分納の許可を受けようとする場合は、理由等を付して学級主任及び学生支援部を経て学長に分納願を提出して許可を受けなければならない。

3 分納における納入期限等は、別に定める。

4 前期及び後期の最終納入期限までに完納できなかった場合は、前期及び後期の試験を受験できず、卒業(2年生)または次学期の正規履修登録(1年生)はできなくなる。

(臨時に徴収する授業料)

第11条 臨時に開設する公開講座、講習会、その他特殊科目の授業を行う場合に必要があると認められるときは、その都度授業料を徴収することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、理事長に報告する。

附 則

本規程は、平成15年4月1日より実施する。

ただし、第4条3項については下記のとおりとする。

平成14年度については、現規程との2本立の運用とする。

(1年以上の休学は納入しなくてよい。半期のみの休学については、在籍料3万円を納入する。)

附 則

本規程は、平成20年4月1日より実施する。